

明石市告示第 243 号

令和 7 年 6 月 30 日

明石市長 丸谷 聡子



地域計画の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画を定めたので、同条第 8 項の規定に基づき次のとおり公告する。

1 地域計画を定めた地区

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| ①上西地区 | ②東江井地区 | ③西江井・福田地区 |
| ④鳥羽新田地区 | ⑤中之番・大窪地区 | ⑥長池地区 |
| ⑦清水新田地区 | ⑧松陰新田地区 | ⑨魚住東部農用地区 |
| ⑩金ヶ崎北地区 | ⑪西島・中尾地区 | ⑫天郷地区 |
| ⑬馬坂ノ上地区 | ⑭大澤地区 | ⑮戌亥谷地区 |

2 地域計画の内容

別紙のとおり